

一日も早い復興を支援するため

市では、今回の地震災害で被害に遭われた被災者の一日も早い復興を支援するために、さまざまな救済策を検討しています。現時点でお知らせできるものを紹介します。詳しい内容や、新たな支援策が決まりましたら、次号以降で随時お知らせします。

り災證明書

(問)税務課家屋担当

☎ 23-2162

り災證明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家居住のために使っている建物の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。

災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根・壁・構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の判定をします。

この調査は、応急危険度判定（建築士が危険度を判定するために行つたもの）と基準が異なるため、り災の程度に差が出る場合もあります。

なお、家財道具や門柱・扉などの外構部分は、り災証明の対象外です。

■申請場所

市役所本庁舎三階税務課ま

たは各総合支所市民税務課

※申請件数が多く、受付から発行までには一ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。

被災證明書

(問)税務課家屋担当

☎ 23-2162

住宅以外の被害の場合は、被災写真に基づき被災證明書を発行します。

被災證明書は、地震災害の事実を証明する書類です。

印鑑・被災写真（三枚程度）

市役所本庁舎三階税務課ま

たは各総合支所市民税務課

※持参するもの

印鑑・被災写真（三枚程度）

などの危険度を応急的に判定しています。判定した情報を

提供することで余震などによる倒壊や外壁の落下などによる二次災害を防止します。

住宅などにそれぞれ赤、黄、緑の紙を貼つて危険度を示していますのでご注意下さい。

建物に立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行つたあとにして下さい。

十分注意してください。

被災程度は小さい補修する場合は専門家にご相談下さい。

十分注意してください。

被災程度は小さいと考えられます。

十分注意してください。

住宅の応急修理

(問)建築住宅課

☎ 23-8057

り災證明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害を受けた市内の住宅で、修理により居住が可能となる住宅

①応急修理をすることで避難所等から戻ることができる③応急仮設住宅等に入居する必要がなくなる

②応急修理をすることで避難所等から戻ることができる③応急仮設住宅等に入居する必要がなくなる

④応急修理の内容

地震災害により住家を失つた人に、生活再建ができるまでの間、一時的な応急仮設住宅を提供します。

⑤対象

次のいずれかに該当する人

⑥期間

自ら居住する住家を確保できること

⑦費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

⑧工事の限度額

五十万円（超えた分は自

⑨期間

自ら居住する住家を確保できること

⑩費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

⑪期間

自ら居住する住家を確保できること

⑫費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

⑬期間

自ら居住する住家を確保できること

⑭費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

⑮期間

自ら居住する住家を確保できること

⑯費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

⑰期間

自ら居住する住家を確保できること

■申し込み

市役所東庁舎三階建築住宅課または各総合支所産業建設課

課または各総合支所産業建設課

明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理します。

地震で被害を受け、り災證明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を

明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を

明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を